

令和 7 年 3 月 定例月 議会 議案 一覧

議案番号	件 名
議案 2 0	副市長の選任について
議案 2 1	公平委員会の委員の選任について
議案 2 2	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案 2 3	特定事業の契約締結について
議案 2 4	令和 6 年度豊明市一般会計補正予算（第 9 号）について
議案 2 5	損害賠償の額を定めることについて
議案 2 6	土地区画整理事業に伴う字の区域の変更について
議案 2 7	市道の路線認定について
議案 2 8	豊明市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例の制定について
議案 2 9	豊明市小中学校食物アレルギー対応委員会設置条例の制定について
議案 3 0	豊明市事務分掌条例の一部改正について
議案 3 1	豊明市協働推進委員会条例の一部改正について
議案 3 2	豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
議案 3 3	豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案 3 4	豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案 3 5	豊明市職員互助会条例の一部改正について
議案 3 6	豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案 3 7	豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案 3 8	豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

議案 3 9	豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
議案 4 0	豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案 4 1	豊明市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
議案 4 2	令和 6 年度豊明市一般会計補正予算（第 1 0 号）について
議案 4 3	令和 6 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案 4 4	令和 6 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
議案 4 5	令和 6 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
議案 4 6	令和 6 年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 2 0 号

副市長の選任について

下記の者を、副市長に選任するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 小 串 真 美
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第 1 6 2 条の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 21 号

公平委員会の委員の選任について

下記の者は、令和 7 年 3 月 31 日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市新栄町
氏 名 得 能 一 美
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 22 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者は、令和 7 年 3 月 23 日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 日進市栄
氏 名 栗 谷 達 也
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 2 3 号

特定事業の契約締結について

下記のとおり、特定事業の契約を締結するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 目 的 | (仮称) 豊明市学校給食センター統合再整備等事業 |
| 2 | 事 業 の 場 所 | 豊明市沓掛町下高根 3 3 3 番 3 外 3 筆 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 総合評価一般競争入札方式 |
| 4 | 契 約 金 額 | 9, 8 0 0, 4 0 7, 6 1 2 円 (金利変動、物価変動等により増減があった場合は、当該増減後の額) |
| 5 | 契 約 期 間 | 事業契約締結日から令和 2 4 年 8 月 3 1 日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 豊明市西川町笹原 1 5 番地 1
株式会社豊明スクールランチ
代表取締役 小西 雅文 |

説 明

この案を提出するのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定に基づき、特定事業の契約を締結するため必要があるからである。

議案第 24 号

令和 6 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 9 号）

議案第 24 号

令和 6 年度豊明市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度豊明市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 204,622 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,376,887 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

單位：千円

[illegible]

単位：千円

[illegible]

第2表 繰越明許費補正

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	千円 167,684	公共施設管理事業	千円 372,306

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	千円 231,800	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	政府・県・その他の金融機関 については、その融資条件に よる。ただし、財政の都合に より償還年限を短縮し、もし くは繰上償還又は低利償に借 換えすることができる。
起 債 の 目 的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	千円 436,400	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	政府・県・その他の金融機関 については、その融資条件に よる。ただし、財政の都合に より償還年限を短縮し、もし くは繰上償還又は低利償に借 換えすることができる。

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

19 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	749,753	22	749,775
計	749,753	22	749,775

21 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務債	383,100	204,600	587,700
計	993,700	204,600	1,198,300

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	22	前年度繰越金 22 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 学校施設改修事業債	204, 600	学校施設改修事業 204, 600 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	923, 343	204, 622	1, 127, 965	14. 工事請負費	204, 622
計	3, 089, 892	204, 622	3, 294, 514		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
4 公共施設管理事業	204,622		204,600		22	小学校屋内運動場空調 204,622 設備設置工事費
計	204,622		204,600		22	
	204,622		204,600		22	

議案第 25 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、損害賠償の額を定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 損害賠償額 金 1, 666, 977 円
- 2 原因 公用車の接触による人身事故
- 3 事故の概要
 - (1) 事故の発生日時 令和 4 年 8 月 23 日 午後 7 時頃
 - (2) 事故の発生場所 豊明市二村台 2 丁目地内
 - (3) 事故の経過 上記場所において、右折しようとした際に相手方と接触し、負傷させたもの
 - (4) 相手方の損傷 左手関節の骨折、相手方車両等
 - (5) 過失割合 豊明市 90%、相手方 10%

説 明

この案を提出するのは、損害賠償の額の決定について議会の議決を求める必要があるからである。

議案第 26 号

土地区画整理事業に伴う字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、豊明寺池土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から、市内の別図第 1 に示す区域において字の区域を別図第 2 に示すとおり変更するものとする。

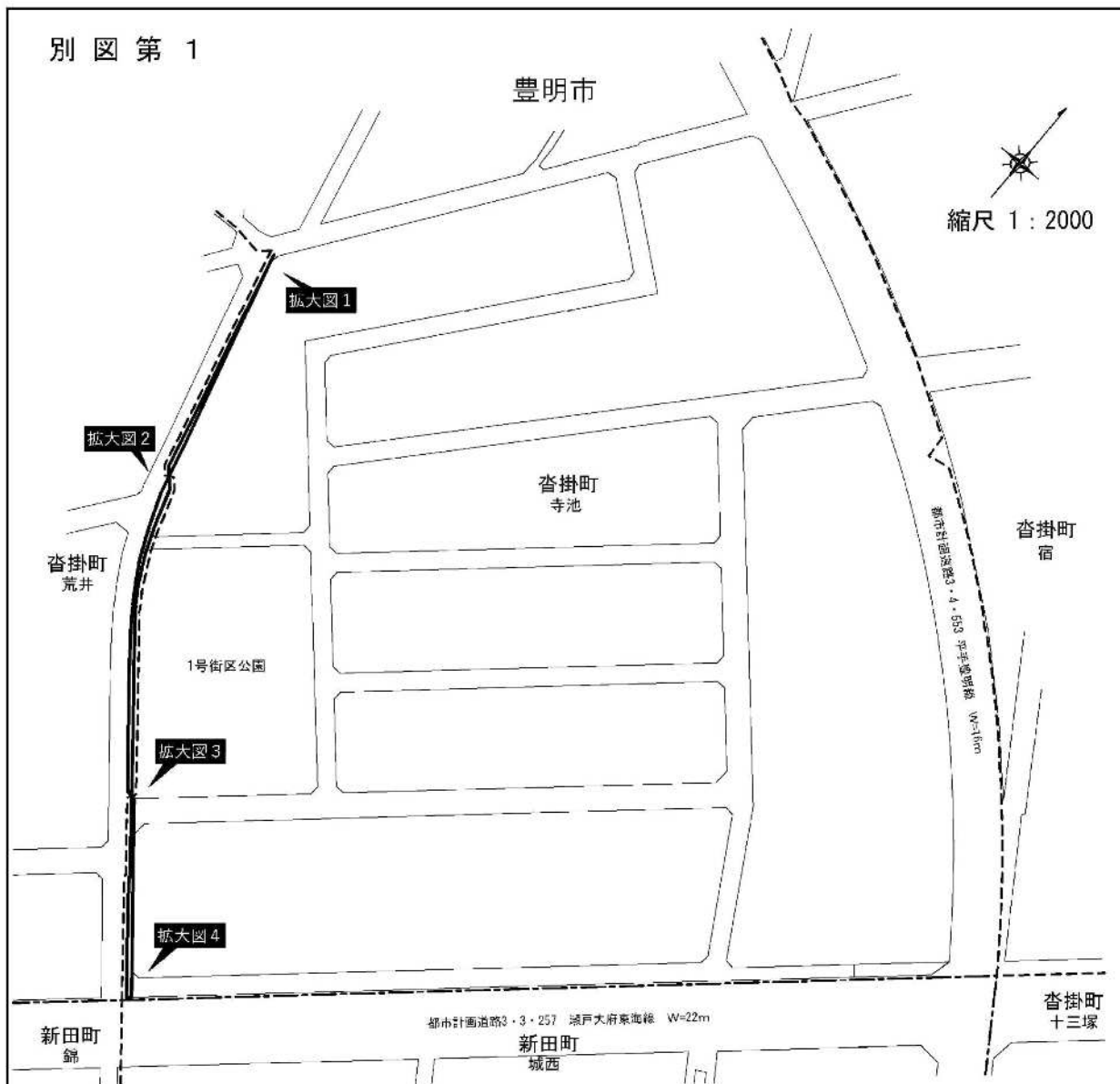
令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

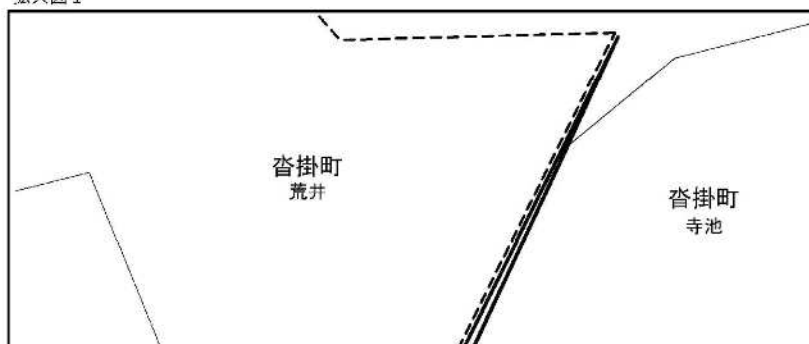
説 明

この案を提出するのは、土地区画整理事業の施行に伴い、字界を整理後の公共用地等に沿って定める必要があるからである。

別図第1



拡大図1



拡大図2



拡大図3

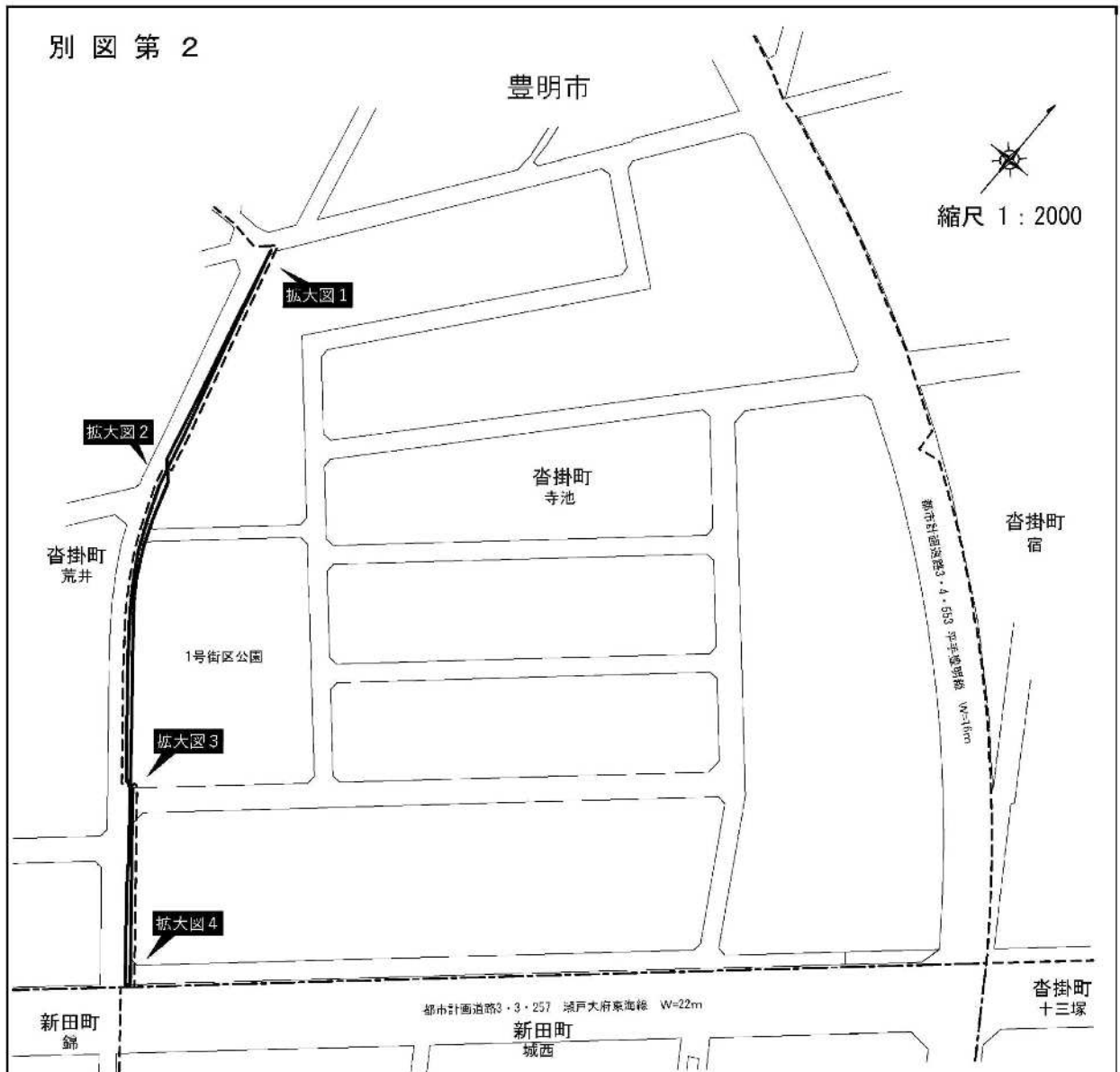


拡大図4

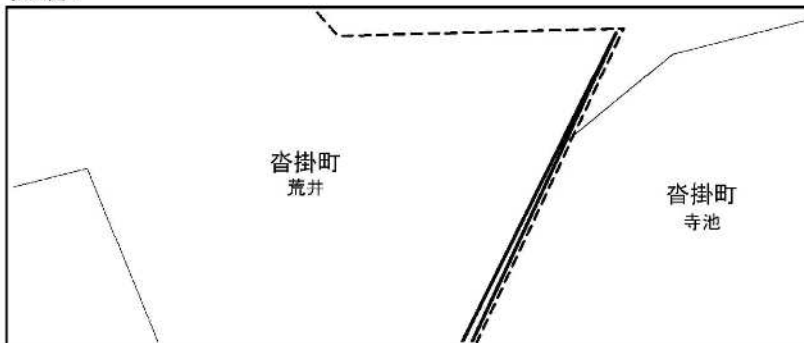


凡 例	
	実施区域
	町界
	字界

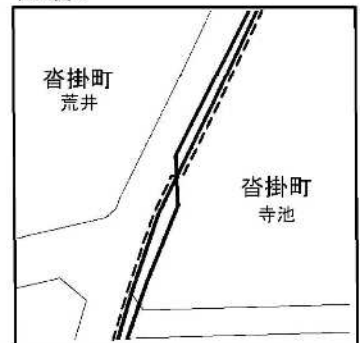
別図第2



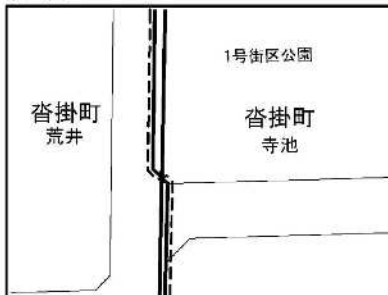
拡大図1



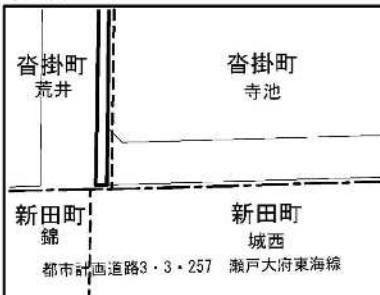
拡大図2



拡大図3



拡大図4



凡 例	
	実施区域
	町界
	字界

議案第 27 号

市道の路線認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

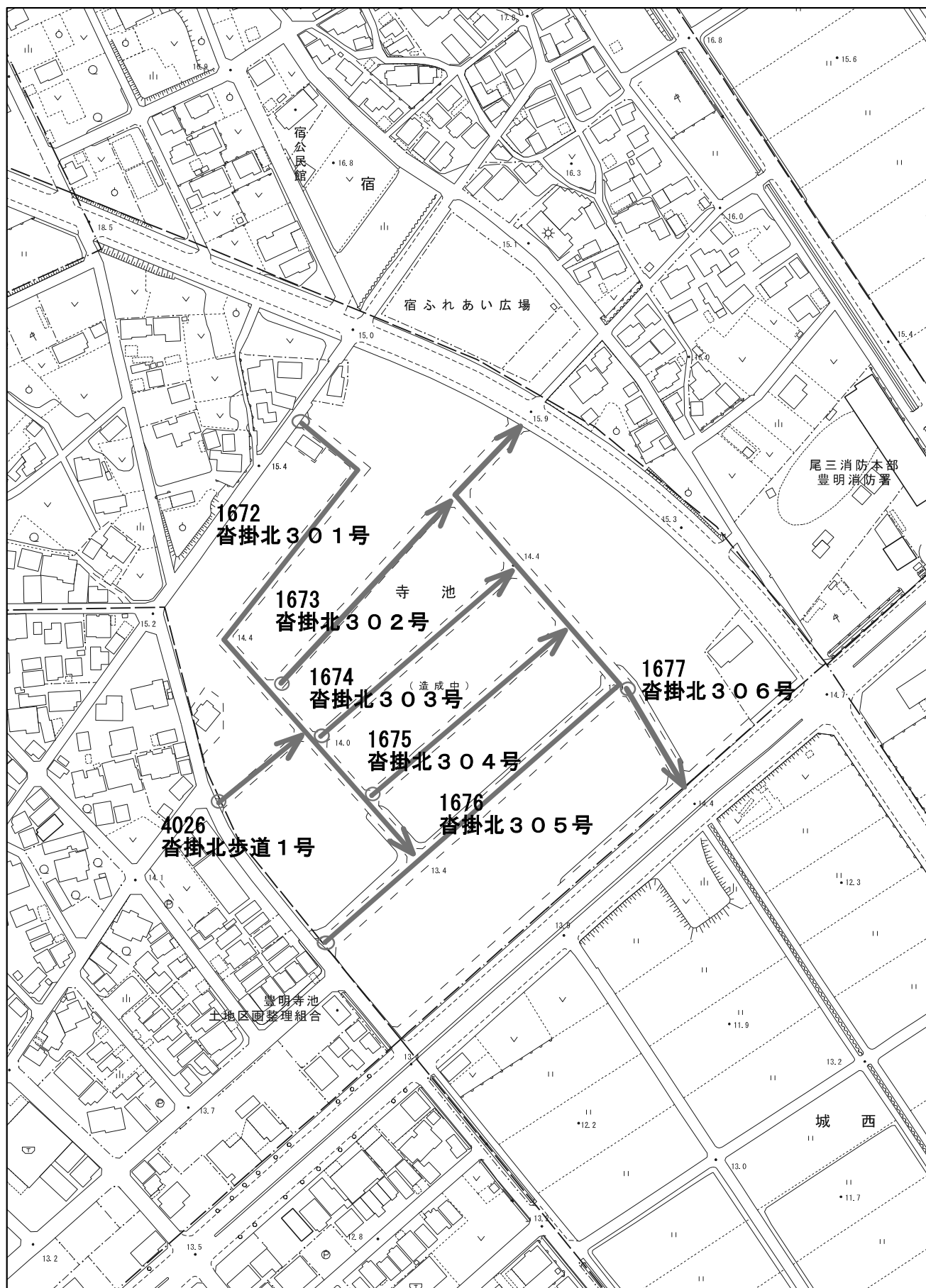
豊明市長 小 浮 正 典

記

路線番号	路線名	起 点 終 点	摘 要
1 6 7 2	沓掛北 3 0 1 号	豊明市沓掛町寺池 8 6 番 1 地先 豊明市沓掛町寺池 1 1 0 番地先	附図 1
1 6 7 3	沓掛北 3 0 2 号	豊明市沓掛町寺池 9 5 番地先 豊明市沓掛町寺池 1 0 1 番地先	附図 1
1 6 7 4	沓掛北 3 0 3 号	豊明市沓掛町寺池 1 0 3 番 1 地先 豊明市沓掛町寺池 1 0 6 番 3 地先	附図 1
1 6 7 5	沓掛北 3 0 4 号	豊明市沓掛町寺池 1 0 9 番 1 地先 豊明市沓掛町寺池 1 0 8 番地先	附図 1
1 6 7 6	沓掛北 3 0 5 号	豊明市沓掛町寺池 1 1 0 番地先 豊明市沓掛町寺池 1 0 0 番 1 地先	附図 1
1 6 7 7	沓掛北 3 0 6 号	豊明市沓掛町寺池 1 1 4 番地先 豊明市沓掛町寺池 1 1 9 番地先	附図 1
4 0 2 6	沓掛北歩道 1 号	豊明市沓掛町寺池 1 0 3 番 2 地先 豊明市沓掛町寺池 1 0 3 番 1 地先	附図 1
4 0 2 7	前後歩道 1 号	豊明市前後町鎗ヶ名 1 8 2 6 番 2 地先 豊明市前後町鎗ヶ名 1 8 2 6 番 2 地先	附図 2

説 明

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからである。



附图 2



議案第 28 号

豊明市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例の制定について
豊明市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市長等及び職員が互いに個人としての人格を尊重し信頼を深め、快適な職場環境を実現することで互いの役割を十分に発揮することができるよう、ハラスメントの根絶及び未然防止に努めるため必要があるからである。

豊明市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、市長等及び職員がハラスメントを理解し、人格及び尊厳を尊重し、快適に働くことができる良好な勤務環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づき任期を定めて採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。）及び同条第3項に規定する特別職の職員（市長等及び市議会議員を除く。）で本市に勤務するものをいう。
- (3) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、本市の各機関を役務の提供先とするものをいう。
- (4) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他誹謗、中傷、事実と反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって相手方の人格若しくは尊厳又は勤務環境（議員活動を行う上での環境を含む。以下この条において同じ。）を害するものをいう。

(5) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務（議員活動を含む。）上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は相手方の人格、尊厳若しくは勤務環境を害するものをいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動をいう。

(7) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 次に掲げるものをいう。

ア 次に掲げる事由に関する言動により相手方の勤務環境が害されること。

(ア) 妊娠したこと。

(イ) 出産したこと。

(ウ) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務すること（議員活動を行うことを含む。）ができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

(エ) 不妊治療を受けること。

イ 妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により相手方の勤務環境が害されること。

（市長等の責務）

第3条 市長は、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を確保するため、職員に対しハラスメントの防止に関する研修等の周知啓発を行い、ハラスメントに係る事案（以下「事案」という。）の相談、調査、審議等に関する体制を整備するとともに、ハラスメントに起因して職員の人格、尊厳若しくは勤務環境が害され、又は職員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 副市長は、市長を補佐し、前項に規定する措置等をともに実施しなければならない。

3 教育長は、教育行政の運営において、この条例の目的を実現するよう、その職務を遂行しなければならない。

（管理監督者の責務）

第4条 管理監督者（地方公務員法第28条の2第1項に規定する管理監督職

にある職員その他の職員を監督する立場にある職員をいう。以下この条において同じ。) は、職員の育成及び能力開発が責務であることに留意するとともに、職場におけるハラスメントの防止に努めなければならない。

2 管理監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 管理監督者は、ハラスメントの相談及び苦情の申出、調査への協力その他のハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、他の職員を職務遂行上の対等なパートナーとして認め、互いの人権を尊重しなければならない。

(ハラスメントの禁止等)

第6条 市長等及び職員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

2 市長等及び職員は、ハラスメントに起因する問題の解決のため、必要な調査等に誠実に協力しなければならない。

(相談等の申出)

第7条 市長等、職員若しくは議員からのハラスメントを受けた職員若しくは派遣労働者又は当該ハラスメントを目撃し、若しくは把握した職員若しくは派遣労働者は、次条第1項の相談員、第9条第1項の事務局又は公平委員会委員に対し、当該ハラスメントの相談及び苦情を申し出ること(以下「申出」という。)ができる。

2 公平委員会は、委員が申出を受けたときは、関係法規に基づいて適切に処理しなければならない。

(ハラスメント相談員)

第8条 申出に対応するための窓口として、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 申出を受けること。

(2) 事実確認等の調査を行い、事案の当事者その他事案の関係者(以下

「当事者等」という。) に対し適切な指導及び助言、必要なあっせん等を行うこと。ただし、ハラスメントを行ったとされる者が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める職務を行うものとする。

ア 市長等 第9条第1項の事務局に事実確認等の調査結果を報告し、必要に応じて人事主管部長の命により第11条の審査会への諮問に係る事務を行うこと。

イ 議員 当該申出について市長に報告すること。

3 相談員は、職員のうちから市長の命を受け人事主管部長が任命する。

4 相談員は、事実確認等の調査に当たり、事情の聴取、書類、物件その他の証拠の提出等を当事者等に対して求めることができる。

5 相談員は、ハラスメントを行ったとされる者が職員である事案について、事案の内容、調査の結果等から判断し、問題の解決を図ることが困難と認められるときは、当該事案について第9条第1項の事務局に報告し、必要に応じて人事主管部長が当該事案について処理することとする。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、相談員の職務及び任命に関し必要な事項は、規則で定める。

(ハラスメント処理事務局)

第9条 申出に対する事実確認等の調査を行い、事案の適切な処理及び解決のため、豊明市ハラスメント処理事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 申出を受けること。

(2) 事実確認等の調査を行い、ハラスメントの事実認定及び問題解決のための必要な措置について検討し、当事者等に対し適切な指導及び助言、必要なあっせん等を行うこと。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める事務を行うものとする。

ア ハラスメントを行ったとされる者が市長等である場合 事実確認等の調査を行い、調査の結果を市長に報告すること。

イ ハラスメントを行ったとされる者が議員である場合 当該申出について市長に報告すること。

3 事務局は、6人以内をもって組織する。

4 事務局は、ハラスメントを行ったとされる者が職員である事案について、その処理が特に困難なものと認められるときは、市長にその旨を報告するものとする。

5 第2項から前項までに定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(意見聴取)

第10条 市長は、前条第2項第2号ア若しくは第4項の規定による報告を受けたとき又はハラスメントに係る相談及び苦情に係る事実確認等の処理について公平委員会から要請を受けたときは、当該事案の処理について次条第1項の審査会の意見を聴かなければならない。

(ハラスメント審査会)

第11条 ハラスメントを行ったとされる者が市長等である事案等の適切な処理及び解決について審議するため、豊明市ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を行い、その結果を答申するものとする。

(1) 必要に応じて事実確認等の調査を行うこと。

(2) ハラスメントの事実認定及び問題解決のための必要な措置について審査すること。

(3) その他申出等の処理に関し必要な事項を調査審議すること。

3 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

4 審査会の委員は、ハラスメントに関する識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 審査会の委員の任期は、市長からの諮問による案件ごととし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 市長は、審査会の委員が議事に係る事案について直接の利害関係を有するときは、当該委員に代えて臨時に委員を置くことができる。

7 前項に規定する臨時の委員は、ハラスメントに関する識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

8 第8条第4項の規定は、審査会が行う事実確認等の調査について準用する。

9 第2項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(対応措置)

第12条 市長は、公正な事実確認等の調査によりハラスメントの事実が確認された場合は、懲戒処分等の人事上の措置その他の問題解決のための必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、当該ハラスメントが市長等によるものであるときは、前条第2項の規定による答申を踏まえて、当該ハラスメントを行った者の氏名、事案の内容及び問題解決のため講ずる措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(プライバシーの保護及び秘密の保持)

第13条 相談員、事務局の職員及び審査会の委員その他事案に関する業務に携わる職員は、当事者等のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 市長等及び職員は、ハラスメントに関する相談等を申し出たことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(事業者等からの要請に係る措置)

第15条 市長は、市長等又は職員からハラスメントを受けたとされる事案について、派遣労働者を雇用する事業者、市と業務委託契約その他の契約を締結している事業者その他の市が行う事業に関係する事業者等から必要な協力を求められた場合は、この条例の規定に準じた措置を行うよう努めるものとする。

(職務の代理)

第16条 ハラスメントを行ったとされる者が市長である事案においては、この条例の規定による権限の行使は、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第152条の規定に準じて副市長等がその職務を代理する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

豊明市小中学校食物アレルギー対応委員会設置条例の制定について
豊明市小中学校食物アレルギー対応委員会設置条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、小中学校の食物アレルギー対応について検討する委員会を設置するため、必要があるからである。

豊明市小中学校食物アレルギー対応委員会設置条例

(設置)

第1条 豊明市立小中学校（以下「学校」という。）における食物アレルギーを有する児童及び生徒の健康かつ安全安心な学校生活及び健やかな成長を目的に、食物アレルギー対応について検討するため、豊明市小中学校食物アレルギー対応委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食物アレルギー対応の基本方針に関すること。
- (2) 食物アレルギー対応のマニュアルに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食物アレルギー対応に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、豊明市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係職員
- (3) 学校給食センター関係職員
- (4) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条の所掌事務を達成するための調査、研究及び基本方針等の素案作成等を行う作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次に掲げる者をもって組織し、作業部会長は、部員の互選により定め、副部会長は作業部会長が指名する。

(1) 学校関係職員

(2) 学校給食センター関係職員

(3) その他作業部会長が必要と認める者

3 作業部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校給食センターにおいて処理し、作業部会の庶務は、学校支援室において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 0 号

豊明市事務分掌条例の一部改正について
豊明市事務分掌条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、令和 7 年 4 月 1 日施行予定の行政機構にあわせた条例を整備するため、一部改正をする必要があるからである。

豊明市事務分掌条例の一部を改正する条例

豊明市事務分掌条例（平成15年豊明市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（事務分掌）

第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

行政経営部

- （1） 儀式及び秘書に関すること。
- （2） 職員の人事及び厚生に関すること。
- （3） 広報、広聴及び市民相談に関すること。
- （4） 多様な人権施策に関すること。
- （5） 都市交流に関すること。
- （6） 基本的施策の企画及び推進に関すること。
- （7） 土地利用計画等に関すること。
- （8） 市長の特命に関すること。
- （9） 情報通信に関すること。
- （10） 予算その他財務に関すること。
- （11） 地方競馬に関すること。
- （12） 工事契約及び検査に関すること。

市民生活部

- （1） 議会に関すること。
- （2） 文書、法規及び庶務に関すること。
- （3） 市有財産に関すること。
- （4） 防災に関すること。
- （5） 消防に関すること。
- （6） 交通安全及び防犯に関すること。
- （7） 税に関すること。
- （8） 地域自治及び市民活動に関すること。
- （9） 多文化共生に関すること。

- (1 0) 統計に関すること。
- (1 1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (1 2) 印鑑に関すること。
- (1 3) 他の部に属さないこと。

健康福祉部

- (1) 障害者福祉に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) 高齢者福祉に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。
- (5) 児童福祉に関すること。
- (6) 国民健康保険に関すること。
- (7) 国民年金に関すること。
- (8) 保健衛生に関すること。

経済建設部

- (1) 農業、林業及び水産業に関すること。
- (2) 土地改良に関すること。
- (3) 農業土木に関すること。
- (4) 商工業及び観光に関すること。
- (5) 道路、河川その他土木に関すること。
- (6) 治水に関すること。
- (7) 都市計画に関すること。
- (8) 区画整理に関すること。
- (9) 再開発に関すること。
- (1 0) 住宅及び建築に関すること。
- (1 1) 公園及び緑化推進に関すること。
- (1 2) 下水道に関すること。
- (1 3) 環境保全及び公害に関すること。
- (1 4) 廃棄物及び資源循環に関すること。
- (1 5) 墓園に関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 31 号

豊明市協働推進委員会条例の一部改正について

豊明市協働推進委員会条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、令和 7 年度末で協働推進計画、多文化共生推進計画、男女共同参画プランの 3 計画が計画期間満了を迎えることに伴い、次期政策立案に向けて、委員会を再編する必要があるからである。

豊明市協働推進委員会条例の一部を改正する条例

豊明市協働推進委員会条例（平成２６年豊明市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊明市地域共生社会推進委員会条例

第１条中「協働推進」を「地域共生社会推進」に改める。

第３条中「まちづくり」の次に「及び地域共生社会」を加える。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例の一部改正）

第２条 豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例（平成２２年豊明市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１７条の見出し中「協働推進」を削り、同条中「協働推進」を「地域共生社会推進」に改める。

（豊明市附属機関設置条例の一部改正）

第３条 豊明市附属機関設置条例（平成２６年豊明市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部男女共同参画懇話会の項を削る。

（豊明市多文化共生施策懇話会設置条例の廃止）

第４条 豊明市多文化共生施策懇話会設置条例（令和３年豊明市条例第１号）は、廃止する。

議案第 32 号

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年豊明市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 33 号

豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別添の
ように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「あり、」の次に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等の周知
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は

公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 34 号

豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成４年豊明市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２０条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 35 号

豊明市職員互助会条例の一部改正について

豊明市職員互助会条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、非常勤一般職員の互助会加入について規定する必要があるからである。

豊明市職員互助会条例の一部を改正する条例

豊明市職員互助会条例（昭和 5 3 年豊明市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- （3） 非常勤一般職員であって愛知縣市町村職員共済組合員である職員の
うち互助会加入を希望する職員

第 6 条中「給料」の次に「又は報酬」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 36 号

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、学校医（精神科）及びハラスメント審査会委員の新
設のため必要があるからである。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
47年豊明市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校医	内科、外科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 1,350 3 管理料 150,000 4 就学时健康診断 28,000 ただし、基本額及び人数割については、担当医の人数で除した金額
	眼科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 189 3 管理料 15,000
	耳鼻咽喉科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 189 3 管理料 15,000

」

を

「

学校医	内科、外科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 1,350 3 管理料 150,000 4 就学时健康診断 28,000 ただし、基本額及び人数割については、担当医の人数で除した金額
	眼科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 189 3 管理料 15,000
	耳鼻咽喉科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 189 3 管理料 15,000
	精神科	年額 1 基本額 241,000 2 相談1回あたり 24,600を加算

」

に改め、

「

民間活用事業推進審査委員会委員長	1回 14,400 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 10,000
民間活用事業推進審査委員会委員	1回 12,000 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 8,400

上記以外の附属機関の委員その他の構成員	1回 7, 200 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 5, 000
---------------------	--

」

を

「

民間活用事業推進審査委員会委員長	1回 14, 400 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 10, 000
民間活用事業推進審査委員会委員	1回 12, 000 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 8, 400
ハラスメント審査会委員	1回 20, 000
上記以外の附属機関の委員その他の構成員	1回 7, 200 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 5, 000

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 37 号

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからである。

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年豊明市条例
第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、豊明市職員の給与に関する条例第 6 条第 5 項を改め、同項に
1 号を加える改正規定を次のように改める。

第 6 条第 5 項中「55 歳（市長が規則で定める職員にあっては、56 歳以
上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える」を「次に掲げる」に改め、
同項に次の 2 号を加える。

- （1） 55 歳（市長が規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢
で市長が規則で定めるもの）を超える職員
- （2） 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以
上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職
務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員

第 2 条のうち、豊明市職員の給与に関する条例第 14 条の改正規定中「（届
出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を「（届出を
しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」に改め
る。

附則第 5 条中「行政職給料（一）」を「行政職給料表（一）」に改め、「9
級」を「8 級以上」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国民健康保険税の適正化を図るため必要があるからである。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険税条例（昭和４７年豊明市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「６．９」を「７．５」に改める。

第４条中「２７，２００円」を「２９，３００円」に改める。

第５条第１号中「２１，３００円」を「２２，１００円」に改め、同条第２号中「１０，６５０円」を「１１，０５０円」に改め、同条第３号中「１５，９７５円」を「１６，５７５円」に改める。

第６条中「２．２５」を「２．３５」に改める。

第７条中「８，４００円」を「９，５００円」に改める。

第８条第１号中「６，４００円」を「６，８００円」に改め、同条第２号中「３，２００円」を「３，４００円」に改め、同条第３号中「４，８００円」を「５，１００円」に改める。

第９条中「１．９」を「２．０５」に改める。

第１０条中「９，５００円」を「１０，０００円」に改める。

第１１条中「５，２００円」を「５，４００円」に改める。

第２３条第１項第１号ア中「１９，０４０円」を「２０，５１０円」に改め、同号イ（ア）中「１４，９１０円」を「１５，４７０円」に改め、同号イ（イ）中「７，４５５円」を「７，７３５円」に改め、同号イ（ウ）中「１１，１８３円」を「１１，６０３円」に改め、同号ウ中「５，８８０円」を「６，６５０円」に改め、同号エ（ア）中「４，４８０円」を「４，７６０円」に改め、同号エ（イ）中「２，２４０円」を「２，３８０円」に改め、同号エ（ウ）中「３，３６０円」を「３，５７０円」に改め、同号オ中「６，６５０円」を「７，０００円」に改め、同号カ中「３，６４０円」を「３，７８０円」に改め、同項第２号ア中「１３，６００円」を「１４，６５０円」に改め、同号イ（ア）中「１０，６５０円」を「１１，０５０円」に改め、同号イ（イ）中「５，３２５円」を「５，５２５円」に改め、同号イ（ウ）中「７，９８８円」を「８，２８８円」に改め、同号ウ中「４，２００円」を「４，７５０円」に改め、同号エ（ア）中「３，２００円」を「３，４００円」に改め、同号エ

(イ) 中「1, 600円」を「1, 700円」に改め、同号エ(ウ) 中「2, 400円」を「2, 550円」に改め、同号オ中「4, 750円」を「5, 000円」に改め、同号カ中「2, 600円」を「2, 700円」に改め、同項第3号ア中「5, 440円」を「5, 860円」に改め、同号イ(ア) 中「4, 260円」を「4, 420円」に改め、同号イ(イ) 中「2, 130円」を「2, 210円」に改め、同号イ(ウ) 中「3, 195円」を「3, 315円」に改め、同号ウ中「1, 680円」を「1, 900円」に改め、同号エ(ア) 中「1, 280円」を「1, 360円」に改め、同号エ(イ) 中「640円」を「680円」に改め、同号エ(ウ) 中「960円」を「1, 020円」に改め、同号オ中「1, 900円」を「2, 000円」に改め、同号カ中「1, 040円」を「1, 080円」に改め、同条第2項第1号ア中「4, 080円」を「4, 395円」に改め、同号イ中「6, 800円」を「7, 325円」に改め、同号ウ中「10, 880円」を「11, 720円」に改め、同号エ中「13, 600円」を「14, 650円」に改め、同項第2号ア中「1, 260円」を「1, 425円」に改め、同号イ中「2, 100円」を「2, 375円」に改め、同号ウ中「3, 360円」を「3, 800円」に改め、同号エ中「4, 200円」を「4, 750円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊明市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
について

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明間米南部土地区画整理事業の整備に伴い地区計画区域内における建築物及びその敷地に制限を定めるために必要があるからである。

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１５年豊明市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

間米南部地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された名古屋都市計画間米南部地区計画の地区整備計画が定められた区域
--------------	---

別表第２に次のように加える。

間米南部地区整備計画区域	A地区	—	—	—	160	道路境界線からの建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を1 m以上とする。ただし、以下についてはこの限りではない。 ア 外壁又はこれに代わる柱	—	—	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンスの基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6 m以下のもの、又は
	B地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ポーリング場、スケート場、水泳場、バッチェング練習場その他これらに類するものの (2) ホテル又は旅館 (3) 集荷場等 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これ							

		らに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50㎡以内であり、かつ、原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。) (7) 自動車修理工場 (8) 危険物の処理・貯蔵施設			の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分イ 物置、車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが3m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10㎡以内の建		片袖の長さが2.1mまでの門柱及びその内壁にあつてはこの限りではない。
--	--	---	--	--	--	--	--

						築物			
	C地区	—				—			—

附 則

この条例は、令和7年3月31日から施行する。

議案第 4 0 号

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊明市消防団員等公務災害補償条例（昭和４７年豊明市条例第８４号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に改め、同号ただし書中「１４，２００円」を「１４，５００円」に改め、同条第３項中「又は第３号から第６号までのいずれか」を削り、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「１２，５００」を「１２，９００」に、「１３，３５０」を「１３，７００」に、「１４，２００」を「１４，５００」に、「１０，８００」を「１１，３００」に、「１１，６５０」を「１２，１００」に、「９，１００」を「９，７００」に、「９，９５０」を「１０，５００」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例による改正後の豊明市消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた豊明市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号イに規定する障害補償年金及び同条第６号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 4 1 号

豊明市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
について

豊明市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

豊明市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和４７年豊明市条例第８５号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

退職報償金支給額表

（単位：円）

階級	勤務年数						
	５年以上 １０年未満	１０年以上 １５年未満	１５年以上 ２０年未満	２０年以上 ２５年未満	２５年以上 ３０年未満	３０年以上 ３５年未満	３５年 以上
団長	２３９，０００	３４４，０００	４５９，０００	５９４，０００	７７９，０００	９７９，０００	１，０７９，０００
副団長	２２９，０００	３２９，０００	４２９，０００	５３４，０００	７０９，０００	９０９，０００	１，００９，０００
分団長	２１９，０００	３１８，０００	４１３，０００	５１３，０００	６５９，０００	８４９，０００	９４９，０００
副分団長	２１４，０００	３０３，０００	３８８，０００	４７８，０００	６２４，０００	８０９，０００	９０９，０００
部長及び 班長	２０４，０００	２８３，０００	３５８，０００	４３８，０００	５６４，０００	７３４，０００	８３４，０００
団員	２００，０００	２６４，０００	３３４，０００	４０９，０００	５１９，０００	６８９，０００	７８９，０００

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例による改正後の豊明市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和７年４月１日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 4 2 号

令和 6 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 1 0 号）

議案第42号

令和6年度豊明市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度豊明市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,156,173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,533,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		10,831,600	130,000	10,961,600
	1 市民税	4,672,007	50,000	4,722,007
	2 固定資産税	4,833,535	80,000	4,913,535
9 地方特例交付金		419,000	-2,038	416,962
	1 地方特例交付金	415,000	-3,874	411,126
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填 特別交付金	4,000	1,836	5,836
10 地方交付税		2,102,069	306,298	2,408,367
	1 地方交付税	2,102,069	306,298	2,408,367
13 使用料及び手数料		153,612	343	153,955
	1 使用料	114,841	343	115,184
14 国庫支出金		4,414,146	692,437	5,106,583
	1 国庫負担金	3,254,521	29,635	3,284,156
	2 国庫補助金	805,982	700,870	1,506,852
	4 国庫交付金	341,577	-38,068	303,509
15 県支出金		2,225,440	-41,312	2,184,128
	1 県負担金	1,326,374	-29,334	1,297,040

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 県補助金	730,423	-477	729,946
	3 委託金	162,817	-10,289	152,528
	4 県交付金	5,826	-1,212	4,614
16 財産収入		14,173	131,389	145,562
	1 財産運用収入	13,703	21,333	35,036
	2 財産売払収入	470	110,056	110,526
17 寄附金		214,146	77,710	291,856
	1 寄附金	214,146	77,710	291,856
18 繰入金		2,030,881	-68,154	1,962,727
	1 基金繰入金	1,992,388	-60,000	1,932,388
	2 特別会計繰入金	38,493	-8,154	30,339
19 繰越金		749,775	196,295	946,070
	1 繰越金	749,775	196,295	946,070
20 諸収入		801,740	38,305	840,045
	1 延滞金、加算金 及び過料	12,000	4,300	16,300
	5 雑入	617,120	34,005	651,125
21 市債		1,198,300	-305,100	893,200

單位：千円

4

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		241,895	-3,195	238,700
	1 議会費	241,895	-3,195	238,700
2 総務費		4,421,802	-139,207	4,282,595
	1 総務管理費	3,294,514	-84,078	3,210,436
	2 徴税費	894,810	-41,389	853,421
	3 戸籍住民基本台帳費	144,914	-1,683	143,231
	4 選挙費	41,876	-10,791	31,085
	5 統計調査費	3,275	-768	2,507
	6 監査委員費	24,985	-96	24,889
	7 交通安全対策費	17,428	-402	17,026
3 民生費		12,397,533	-16,520	12,381,013
	1 社会福祉費	6,278,426	68,636	6,347,062
	2 児童福祉費	5,013,216	-85,156	4,928,060
4 衛生費		2,203,508	-98,090	2,105,418
	1 保健衛生費	1,054,307	-91,473	962,834
	2 清掃費	1,149,201	-6,617	1,142,584
5 労働費		3,038	-3,000	38

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 労働諸費	3,038	-3,000	38
6 農林水産業費		327,393	-12,794	314,599
	1 農業費	327,376	-12,794	314,582
7 商工費		235,703	-226	235,477
	1 商工費	235,703	-226	235,477
8 土木費		2,618,480	-336,540	2,281,940
	2 道路橋梁費	555,717	-2,725	552,992
	3 河川費	111,601	-16,345	95,256
	4 都市計画費	1,847,523	-317,470	1,530,053
9 消防費		943,894	-1,472	942,422
	1 消防費	943,894	-1,472	942,422
10 教育費		2,650,263	-14,824	2,635,439
	1 教育総務費	898,106	16,514	914,620
	2 小学校費	344,226	-10,063	334,163
	3 中学校費	240,848	-4,380	236,468
	4 社会教育費	343,893	-3,030	340,863
	5 保健体育費	823,190	-13,865	809,325

単位：千円

歲	出	合	計	27,376,887	1,156,173	28,533,060
---	---	---	---	------------	-----------	------------

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理事務事業	千円 20,031
4 衛生費	2 清掃費	し尿汲み取り事業	43,563
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	1,700
10 教育費	1 教育総務費	教育振興補助事業	27,500

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	千円 372,306	公共施設管理事業	千円 387,541

第3表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
トイレカー購入事業	千円 18,500	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利償に借換えすることができる。

廃 止

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 69,400	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利償に借換えすることができる。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	千円 436, 400	証書借入 又は 証券発行	4. 0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
間米南部土地地区画整理事業	382, 400			
公園整備事業	67, 000			
起 債 の 目 的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	千円 443, 200	証書借入 又は 証券発行	4. 0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
間米南部土地地区画整理事業	107, 400			
公園整備事業	81, 000			

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 市税

1 項 市民税

目	補正前の額	補正額	計
1. 個人	4,242,533	50,000	4,292,533
計	4,672,007	50,000	4,722,007

1 款 市税

2 項 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計
1. 固定資産税	4,827,222	80,000	4,907,222
計	4,833,535	80,000	4,913,535

9 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方特例交付金	415,000	-3,874	411,126
計	415,000	-3,874	411,126

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年課税分	50,000	所得割 50,000 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現年課税分	80,000	土地・家屋・償却資産 80,000 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地方特例交付金	-3,874	地方特例交付金 3,874 減

9 款 地方特例交付金

2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	4,000	1,836	5,836
計	4,000	1,836	5,836

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 地方交付税	2,102,069	306,298	2,408,367
計	2,102,069	306,298	2,408,367

13 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計
5. 土木使用料	37,443	343	37,786
計	114,841	343	115,184

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,836	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 1,836 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地方交付税	306,298	普通交付税 306,298 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 道路・河川使用料	256	道路占用料 148 増
		公共用物使用料 104 増
		河川占用料 4 増
2. 都市計画使用料	87	公園使用料 87 増

14 款 国庫支出金
1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 民生費国庫負担金	3, 250, 733	29, 635	3, 280, 368
計	3, 254, 521	29, 635	3, 284, 156

14 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費国庫補助金	45, 302	720, 892	766, 194

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 心身障害者福祉費負担金	28,094	障害者医療費国庫負担金 3,729 増 障害者自立支援給付費等国庫負担金 20,541 増 障害児入所給付費等国庫負担金 3,824 増
2. 児童福祉費負担金	-1,595	児童福祉措置費負担金 600 減 児童扶養手当負担金 995 減
5. 国民健康保険基盤安定負担金	3,081	国民健康保険基盤安定負担金 3,081 増
6. 国民健康保険未就学児均等割保険税負担金	-49	国民健康保険未就学児均等割保険税負担金 49 減
7. 国民健康保険産前産後保険税負担金	104	国民健康保険産前産後保険税負担金 104 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 電算管理費補助金	-2,814	デジタル基盤改革支援補助金 2,814 減
3. 企画費補助金	723,706	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 723,706

14 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 民生費国庫補助金	203, 115	-7, 855	195, 260
3. 衛生費国庫補助金	45, 876	-3, 950	41, 926
4. 農林水産業費国庫補助金	5, 559	-127	5, 432
5. 土木費国庫補助金	495, 413	-20, 232	475, 181
7. 教育費国庫補助金	5, 937	12, 142	18, 079
計	805, 982	700, 870	1, 506, 852

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
3. 児童福祉費補助金	-7,855	児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 7,855 減
1. 衛生費補助金	-3,950	母子保健衛生費補助金 150 減 出産・子育て応援交付金事業費補助金 3,800 減
1. 農業費補助金	-127	水田農業経営所得安定対策推進費補助金 153 増 地域計画策定推進緊急対策事業費補助金 280 減
1. 道路橋梁費補助金	-14,616	道路局所管補助金 14,616 減
2. 都市計画費補助金	-5,616	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 5,003 減 空家再生等推進事業補助金 250 減 集約都市形成支援事業費補助金 363 減 都市構造再編集中支援事業費補助金 0
2. 学校施設整備費補助金	9,142	公立学校施設整備費補助金 7,617 増 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 1,525
3. 教育振興費補助金	3,000	教育支援体制整備事業費補助金 3,000

14 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 民生費国庫交付金	275, 247	-16, 297	258, 950
3. 衛生費国庫交付金	1, 480	21, 781	23, 261
4. 土木費国庫交付金	59, 850	-43, 552	16, 298
計	341, 577	-38, 068	303, 509

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 民生費県負担金	1, 323, 453	-29, 334	1, 294, 119

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 児童福祉費交付金	-13,497	次世代育成支援対策施設整備交付金 13,497 減
2. 保育園費交付金	-2,800	デジタル田園都市国家構想交付金 2,800 減
1. 環境衛生費交付金	21,781	新しい地方経済・生活環境創生交付金 21,781
1. 道路橋梁費交付金	-43,552	社会資本整備総合交付金 43,552 減

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 心身障害者福祉費負担金	14,047	障害者医療費負担金 1,865 増 障害者自立支援給付費等負担金 10,270 増 障害児入所給付費等県費負担金 1,912 増
3. 児童福祉費負担金	-40,405	児童福祉措置費負担金 300 減 児童手当県負担金 40,105 減
6. 国民健康保険基盤安定負担金	-604	国民健康保険基盤安定負担金 604 減

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
(民生費県負担金)			
計	1,326,374	-29,334	1,297,040

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費県補助金	2,384	10,000	12,384
2. 民生費県補助金	544,404	5,673	550,077
3. 衛生費県補助金	12,927	-1,487	11,440

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
7. 国民健康保険未就学 児均等割保険税負担 金	-24	国民健康保険未就学児均等割保険税負担金 24 減
8. 国民健康保険産前産 後保険税負担金	52	国民健康保険産前産後保険税負担金 52 増
9. 後期高齢者医療保険 基盤安定負担金	-2,400	後期高齢者医療保険基盤安定負担金 2,400 減

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 企画費補助金	5,000	元気な愛知の市町村づくり補助金 5,000
4. 財産管理費補助金	5,000	元気な愛知の市町村づくり補助金 5,000
6. 保育園費補助金	5,673	保育対策総合支援事業費補助金 3,968 減 保育所等給食費軽減対策支援金 9,641
2. 保健衛生費補助金	-1,487	骨髓提供者助成事業費補助金 105 減 出産・子育て応援交付金事業費補助金 950 減 若年がん患者在宅療養支援事業費補助金 432 減

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
4. 労働費県補助金	2, 250	-2, 250	0
5. 農林水産業費県補助金	56, 670	-2, 095	54, 575
7. 土木費県補助金	20, 240	-4, 240	16, 000
9. 教育費県補助金	57, 353	-6, 078	51, 275
計	730, 423	-477	729, 946

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 労働諸費補助金	-2, 250	首都圏人材確保支援事業費補助金 2, 250 減
1. 農業費補助金	-2, 095	農業委員会交付金 124 増 土地改良事業費補助金 3, 172 減 農業農村多面的機能支払事業推進補助金 40 減 農業農村多面的機能支払事業補助金 323 増 元気な愛知の市町村づくり補助金 670
1. 都市計画費補助金	-2, 507	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 2, 507 減
2. 道路橋梁費補助金	-1, 733	道路改良事業費補助金 1, 733 減
1. 教育振興費補助金	-6, 078	外国人児童生徒日本語教育支援事業費補助金 11, 574 減 元気な愛知の市町村づくり補助金 5, 000 教育支援体制整備事業費補助金 496 増

15 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費委託金	153,209	-11,559	141,650
6. 教育費委託金	8,479	1,270	9,749
計	162,817	-10,289	152,528

15 款 県支出金

4 項 県交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 土木費県交付金	4,418	-1,212	3,206
計	5,826	-1,212	4,614

16 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 利子及び配当金	11,482	21,333	32,815

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
3. 選挙費委託金	-10,791	衆議院議員選挙委託金 10,791 減
4. 統計調査費委託金	-768	国勢調査委託金 35 減 農林業センサス調査委託金 366 減 全国家計構造調査委託金 367 減
3. 保健体育総務費委託金	1,270	地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金 1,270

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 緑化事業費交付金	-1,212	あいち森と緑づくり事業交付金 1,212 減

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 利子及び配当金	21,333	財政調整基金利子 8,018 増 教育施設建設及び整備基金利子 3,529 増

16 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
(利子及び配当金)			
計	13,703	21,333	35,036

16 款 財産収入

2 項 財産売却収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 不動産売却収入	470	110,056	110,526
計	470	110,056	110,526

17 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 一般寄附金	214,146	77,710	291,856
計	214,146	77,710	291,856

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
		公共施設建設及び整備基金利子 6,112 増
		福祉基金利子 3,637 増
		森林環境譲与税基金利子 23 増
		企業版ふるさと納税基金利子 14

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 土地建物売払代金	110,056	土地建物売払代金 110,056 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般寄附金	77,710	企業版ふるさと納税寄附金 1,600 増
		競馬場周辺整備事業寄附金 76,060 増
		教育費寄附金 50 増

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
4. 福祉基金繰入金	367,000	-60,000	307,000
計	1,992,388	-60,000	1,932,388

18 款 繰入金

2 項 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 水上太陽光発電事業特別会計繰入金	8,254	-8,154	100
計	38,493	-8,154	30,339

19 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	749,775	196,295	946,070
計	749,775	196,295	946,070

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 福祉基金繰入金	-60,000	福祉基金繰入金 60,000 減

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 水上太陽光発電事業 特別会計繰入金	-8,154	水上太陽光発電事業特別会計繰入金 8,154 減

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	196,295	前年度繰越金 196,295 増

20 款 諸収入

1 項 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 延滞金	12, 000	4, 300	16, 300
計	12, 000	4, 300	16, 300

20 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
3. 雑入	616, 677	34, 005	650, 682
計	617, 120	34, 005	651, 125

21 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務債	587, 700	6, 800	594, 500
3. 土木債	480, 900	-261, 000	219, 900

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 延滞金	4,300	諸税延滞金 4,300 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
5. 雑入	34,005	太陽光発電パネル撤去・再設置工事費負担金 119 減 心身障害児者扶助費過年度返還金 80,934 ペガサス財団助成金 1,000 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 43,990 減 県公共補償金 932 減 マラソン大会参加費 2,888 減

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 学校施設改修事業債	6,800	学校施設改修事業 6,800 増
2. 市街地開発事業債	-275,000	間米南部土地区画整理事業 275,000 減

21 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
(土木債)			
4. 臨時財政対策債	69,400	-69,400	0
5. 衛生債	0	18,500	18,500
計	1,198,300	-305,100	893,200

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
3. 都市計画事業債	14, 000	公園整備事業 14, 000 増
1. 臨時財政対策債	-69, 400	臨時財政対策債 69, 400 減
4. し尿汲み取り事業債	18, 500	トイレカー購入事業 18, 500

歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 議会費	241, 895	-3, 195	238, 700	1. 報酬	-706
				8. 旅費	-2, 266
				9. 交際費	-56
				10. 需用費 食糧費	-54 -54
				13. 使用料及び賃借 料	-50
				18. 負担金、補助及 び交付金	-63
計	241, 895	-3, 195	238, 700		

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	583, 195	-406	582, 789	18. 負担金、補助及 び交付金	-406
2. 秘書人事管理 費	991, 752	-3, 949	987, 803	1. 報酬	-50
				3. 職員手当等	-1, 200
				4. 共済費	-1, 014
				8. 旅費	-90

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 議員活動事業	-2,310				-2,310	費用弁償及び普通旅費 580 減 調査旅費 1,674 減 議長・議会交際費 56 減
3 事務局事業	-822				-822	議会庶務事務 706 減 会計年度任用職員費用弁償 12 減 食糧費 54 減 バス等借上料 50 減
4 負担金事業	-63				-63	市議会議長会等負担金 63 減
計	-3,195				-3,195	
	-3,195				-3,195	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 契約検査事業	-406				-406	あいち電子調達共同システム負担金 406 減
計	-406				-406	
1 秘書人事人件費	-2, 214	-510			-1, 704	児童手当 1, 200 減 労働者災害補償保険負担金 1, 014 減
2 職員健康診断事業	-730				-730	職員健康診断等委託料 730 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(秘書人事管理 費)				12. 委託料	-1,435
				18. 負担金、補助及 び交付金	-160
4. 広報費	23,587	-1,598	21,989	10. 需用費	-1,400
				印刷製本費	-1,400
				12. 委託料	-198
5. 財政管理費	13,253	-1,394	11,859	8. 旅費	-100
				10. 需用費	-315
				消耗品費	-100
				印刷製本費	-215
				12. 委託料	-979
7. 財産管理費	1,127,965	-58,999	1,068,966	10. 需用費	-565
				光熱水費	-565
				12. 委託料	-14,073
				13. 使用料及び賃借 料	-252
				14. 工事請負費	-42,873

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 職員研修事業	-455				-455	研修旅費 90 減 職員研修委託料 205 減 実務研修費負担金 160 減
4 秘書人事管理事務事業	-550				-550	特別職報酬審議会委員報酬 50 減 試験問題等委託料 500 減
計	-3,949	-510			-3,439	
1 広報活動事業	-1,598				-1,598	印刷製本費 1,400 減 広報配送業務委託料 75 減 市政記録映画制作委託料 68 減 広報等記録写真撮影委託料 55 減
計	-1,598				-1,598	
1 財務会計事業	-638				-638	電算関係委託料 638 減
2 財政管理事務事業	-756				-756	普通旅費 100 減 消耗品費 100 減 印刷製本費 215 減 公会計制度支援委託料 341 減
計	-1,394				-1,394	
1 庁舎維持管理事業	-7,215				-7,215	光熱水費 565 減 機械保守委託料 2,463 減 清掃等委託料 4,187 減
2 公用車管理事業	-1,236				-1,236	自動車購入費 1,236 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(財産管理費)				17. 備品購入費	-1,236
8. 企画費	132,139	-2,015	130,124	1. 報酬	-595
				8. 旅費	-214
				17. 備品購入費	-110
				18. 負担金、補助及び交付金	-1,096
11. 市民活動推進費	161,755	-2,742	159,013	7. 報償費	-52
				10. 需用費 光熱水費	-500 -500
				12. 委託料	-990
				13. 使用料及び賃借料	-100
				18. 負担金、補助及び交付金	-1,100

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
4 公共施設管理事業	-50,548	-880	6,800	-119	-56,349	工事設計等委託料 282 減 調査・点検業務等委託料 480 減 公共施設包括管理業務委託料 2,976 減 小学校トイレ改修工事設計業務委託料 3,685 減 公共施設照明設備LED化賃借料 252 減 民生費営繕工事費 9,312 減 教育費営繕工事費 47,102 減 陶芸の館屋上防水改修工事費 1,694 減 豊明中学校階段昇降機設置工事費 15,235
計	-58,999	-880	6,800	-119	-64,800	
1 企画事務事業	-809				-809	豊明市行政改革推進委員会等委員報酬 595 減 費用弁償及び普通旅費 214 減
2 地域創生事務事業	-1,206	5,000			-6,206	バス車両購入費 110 減 循環バス運行負担金 1,096 減
計	-2,015	5,000			-7,015	
1 市民活動推進事業	-500			500	-1,000	光熱水費 500 減
2 都市・国際交流事業	-1,142				-1,142	講座等講師謝礼 52 減 通訳業務委託料 990 減 市民交流豊根村温泉使用料 100 減
3 区長会事業	-1,100				-1,100	区一括交付金 100 減 集会所改修等補助金 1,000 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
12. 電算管理費	187, 999	-12, 260	175, 739	1. 報酬	-50
				8. 旅費	-60
				11. 役務費 通信運搬費	-1, 500 -1, 500
				12. 委託料	-6, 300
				13. 使用料及び賃借 料	-3, 600
				17. 備品購入費	-500
				18. 負担金、補助及 び交付金	-250
13. 防犯対策費	13, 393	-715	12, 678	18. 負担金、補助及 び交付金	-715
計	3, 294, 514	-84, 078	3, 210, 436		

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 税務総務費	824, 021	-41, 297	782, 724	10. 需用費 印刷製本費	-500 -500
				11. 役務費 手数料	-450 -450
				12. 委託料	-12, 856
				14. 工事請負費	-444

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	-2,742			500	-3,242	
1 電算管理事業	-12,260	-2,814			-9,446	情報処理業務 50 減 費用弁償及び普通旅費 60 減 通信運搬費 1,500 減 電算関係委託料 6,300 減 電算関係借上料 1,980 減 A S P 等使用料 1,620 減 O A 備品購入費 500 減 あいち電子自治体推進協議会負担金 250 減
計	-12,260	-2,814			-9,446	
1 防犯対策事業	-715				-715	防犯設備設置費補助金 715 減
計	-715				-715	
	-84,078	796	6,800	381	-92,055	

単位：千円

単位：円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 地番家屋現況図修正事業	-222				-222	地番家屋現況図修正業務 222 減 委託料
3 課税計算事業	-3,000				-3,000	電算関係委託料 3,000 減

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(税務総務費)					
				18. 負担金、補助及 び交付金	-267
				19. 扶助費	-26,780
2. 徴収費	70,789	-92	70,697	12. 委託料	-92
計	894,810	-41,389	853,421		

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 戸籍住民基本 台帳費	144,914	-1,683	143,231	11. 役務費	-71
				通信運搬費	-71
				13. 使用料及び賃借 料	-1,612
計	144,914	-1,683	143,231		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
4 税務総務事 務事業	-38, 075				-38, 075	印刷製本費 500 減 手数料 450 減 標準地鑑定業務委託料 9 減 固定資産評価業務委託料 2, 453 減 定額減税調整給付金業務 7, 172 減 委託料 定額減税調整給付金関係 444 減 電話設置工事費 軽自動車税環境性能割徴 267 減 收取扱費 定額減税調整給付金 26, 780 減
計	-41, 297				-41, 297	
1 徴収計算事 業	-92				-92	収納コールセンター業務 92 減 委託料
計	-92				-92	
	-41, 389				-41, 389	

単位：千円

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 住民記録電 算処理事業	-1,612				-1,612	電算関係借上料 1,612 減
3 戸籍住民基 本台帳事務 事業	-71				-71	通信運搬費 71 減
計	-1,683				-1,683	
	-1,683				-1,683	

2 款 総務費
4 項 選挙費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 衆議院議員選挙費	39,952	-10,791	29,161	1. 報酬	-913
				3. 職員手当等	-2,557
				7. 報償費	-80
				10. 需用費	-505
				食糧費	-68
				印刷製本費	-354
				修繕料	-83
				11. 役務費	-1,018
				通信運搬費	-886
				広告料	-132
				12. 委託料	-4,805
				13. 使用料及び賃借料	-583
				14. 工事請負費	-110
				17. 備品購入費	-220
計	41,876	-10,791	31,085		

2 款 総務費
5 項 統計調査費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 諸統計調査費	3,087	-768	2,319	1. 報酬	-446
				7. 報償費	-127
				10. 需用費	-163
				消耗品費	-163

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 衆議院議員 選挙執行事 業	-10,791	-10,791				投票管理者等報酬 325 減 選挙業務 588 減 超過勤務手当 2,557 減 報償品費等 80 減 食糧費 68 減 印刷製本費 354 減 修繕料 83 減 通信運搬費 886 減 広告料 132 減 電算関係委託料 1,082 減 選挙公報等配布委託料 145 減 ポスター掲示場設置委託 440 減 料 投票受付等業務委託料 2,613 減 投票所案内看板設置委託 182 減 料 投票所警備委託料 138 減 開票会場設営等委託料 205 減 会場等使用料 583 減 投票所等整備工事費 110 減 備品購入費 220 減
計	-10,791	-10,791				
	-10,791	-10,791				

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 諸統計調査 事業	-768	-768				統計調査員報酬 446 減 報償品費等 127 減 消耗品費 163 減 住宅地図複製使用料 32 減

2 款 総務費

5 項 統計調査費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(諸統計調査費)				13. 使用料及び賃借料	-32
計	3,275	-768	2,507		

2 款 総務費

6 項 監査委員費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 監査委員費	24,985	-96	24,889	8. 旅費	-96
計	24,985	-96	24,889		

2 款 総務費

7 項 交通安全対策費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 交通安全対策費	17,428	-402	17,026	12. 委託料	-215
				18. 負担金、補助及び交付金	-187

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	-768	-768				
	-768	-768				

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 監査事業	-96				-96	費用弁償及び普通旅費 96 減
計	-96				-96	
	-96				-96	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 駐輪場維持管理事業	-215				-215	放置自転車等撤去処分業 215 減 務委託料
2 交通安全推進事業	-187				-187	後付け安全運転支援装置 75 減 設置促進事業費補助金 自転車乗車用ヘルメット 112 減 着用促進事業費補助金
計	-402				-402	

2 款 総務費

7 項 交通安全対策費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	17,428	-402	17,026		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	685,373	22,428	707,801	12. 委託料	-2,461
				13. 使用料及び賃借 料	-87
				27. 繰出金	24,976
2. 老人福祉費	1,145,999	-6,481	1,139,518	7. 報償費	-340
				11. 役務費 保険料	-250 -250
				19. 扶助費	-2,160
				27. 繰出金	-3,731

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
	-402				-402	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 福祉推進事業	-2,400			1,000	-3,400	生活困窮者緊急生活支援 2,400 減 事業委託料
4 社会福祉総務事務事業	-148				-148	戦没者追悼式典会場設営 61 減 委託料 バス等借上料 87 減
5 国民健康保険特別会計繰出事業	24,976	2,560			22,416	保険基盤安定繰出金（保 2,861 減 険税軽減分） 保険基盤安定繰出金（保 6,159 増 険者支援分） 未就学児均等割保険税繰 99 減 出金 産前産後保険税繰出金 207 増 財政安定化支援事業繰出 1,570 増 金 その他国民健康保険特別 20,000 会計繰出金
計	22,428	2,560		1,000	18,868	
1 老人福祉事業	-340				-340	高齢者報償金等 340 減
3 老人扶助事業	-2,160				-2,160	老人介護手当給付費 600 減 理髪サービス事業費 60 減 高齢者タクシー料金助成 1,500 減 事業費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(老人福祉費)					
3. 心身障害者福祉費	2, 406, 727	48, 631	2, 455, 358	18. 負担金、補助及び交付金	-100
				19. 扶助費	48, 731
4. 福祉医療費	932, 318	7, 459	939, 777	19. 扶助費	7, 459
5. 後期高齢者医療費	1, 108, 009	-3, 401	1, 104, 608	27. 繰出金	-3, 401
計	6, 278, 426	68, 636	6, 347, 062		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
4 老人福祉事務事業	-250				-250	保険料 250 減
9 介護保険特別会計繰出事業	-3,731				-3,731	事務費繰出金 3,731 減
計	-6,481				-6,481	
1 心身障害児者福祉推進事業	-100				-100	心身障がい児者福祉推進事業費補助金 100 減
2 心身障害児者扶助事業	48,731	36,547		3,637	8,547	訓練等給付費 16,886 増 介護給付費 15,672 増 施設入所支援費 8,524 増 心身障がい児通所・居宅サービス事業費 7,649 増
計	48,631	36,547		3,637	8,447	
1 福祉医療事業	7,459	5,594			1,865	自立支援医療費 7,459 増
計	7,459	5,594			1,865	
1 後期高齢者医療事業	-3,401	-2,400			-1,001	後期高齢者医療事務費繰出金 200 減 後期高齢者医療保険基盤安定繰出金 3,201 減
計	-3,401	-2,400			-1,001	
	68,636	42,301		4,637	21,698	

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務費	1, 792, 829	-79, 229	1, 713, 600	8. 旅費	-150
				10. 需用費 印刷製本費	-96 -96
				19. 扶助費	-78, 983
2. 保育園費	3, 220, 387	-5, 927	3, 214, 460	8. 旅費	-1, 200
				11. 役務費 保険料	-78 -78
				12. 委託料	-10, 890
				13. 使用料及び賃借料	-460
				18. 負担金、補助及び交付金	6, 701
計	5, 013, 216	-85, 156	4, 928, 060		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 母子保健費	392, 444	-17, 500	374, 944	1. 報酬	-100
				7. 報償費	-150

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	-79,229	-49,855			-29,374	会計年度任用職員費用弁 150 減償 印刷製本費 96 減 児童手当費 75,000 減 児童福祉施設入所措置費 983 減 児童扶養手当費 3,000 減
計	-79,229	-49,855			-29,374	
2 保育事業	-5,927	2,873			-8,800	会計年度任用職員費用弁 1,200 減償 保険料 78 減 電算関係委託料 5,600 減 医療的ケア児保育委託料 5,290 減 機器借上料 460 減 民間保育所等運営費補助 7,200 増金 日本スポーツ振興センタ 77 減 一負担金 保育士資格取得等支援補助金 540 減 認可外保育施設光熱費高 118 騰対策支援金
計	-5,927	2,873			-8,800	
	-85,156	-46,982			-38,174	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 母子保健活動事業	-17,100	-4,900			-12,200	乳幼児等歯科健診医報酬 100 減 健康講座等講師謝礼 150 減 電算関係委託料 150 減

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(母子保健費)				12. 委託料	-10,450
				18. 負担金、補助及 び交付金	-6,800
3. 健康推進費	453,721	-73,909	379,812	3. 職員手当等	-923
				12. 委託料	-71,912
				18. 負担金、補助及 び交付金	-1,074
7. 公害対策費	6,487	-64	6,423	12. 委託料	-64
計	1,054,307	-91,473	962,834		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
						乳児及び妊婦健診委託料 10,000 減 宿泊型産後ケア事業委託 300 減 料 妊婦・乳児健康診査費補助金 700 減 出産・子育て応援交付金 5,700 減
2 子育て予防 接種事業	-400			-15,000	14,600	予防接種等費用助成金 400 減
計	-17,500	-4,900		-15,000	2,400	
1 健康推進活 動事業	-1,704	-537			-1,167	会計年度任用職員期末手当 344 減 会計年度任用職員勤勉手当 286 減 骨髄移植ドナー助成金 210 減 若年がん患者在宅療養支援事業費補助金 864 減
2 成人予防接 種事業	-72,205			-88,990	16,785	会計年度任用職員期末手当 162 減 会計年度任用職員勤勉手当 131 減 予防接種委託料 70,527 減 風しん抗体検査・予防接種委託料 1,385 減
計	-73,909	-537		-88,990	15,618	
1 公害対策事 業	-64				-64	環境測定局保守点検業務委託料 64 減
計	-64				-64	
	-91,473	-5,437		-103,990	17,954	

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 清掃総務費	967,436	-47,180	920,256	12. 委託料	-4,000
				18. 負担金、補助及 び交付金	-43,180
2. 塵芥処理費	160,576	-3,000	157,576	12. 委託料	-3,000
3. し尿処理費	21,189	43,563	64,752	11. 役務費 手数料 保険料	1,493 1,213 280
				17. 備品購入費	42,029
				26. 公課費	41
計	1,149,201	-6,617	1,142,584		

5 款 労働費

1 項 労働諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 労働諸費	3,038	-3,000	38	18. 負担金、補助及 び交付金	-3,000
計	3,038	-3,000	38		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 東部知多衛生組合負担金事業	-41,580				-41,580	東部知多衛生組合負担金 41,580 減
3 清掃事業	-5,600				-5,600	資源処分委託料 4,000 減 資源回収交付金 1,600 減
計	-47,180				-47,180	
1 塵芥処理事業	-3,000				-3,000	塵芥収集委託料 3,000 減
計	-3,000				-3,000	
1 し尿汲み取り事業	43,563	21,781	18,500		3,282	手数料 1,213 保険料 280 トイレカー等購入費 42,029 自動車重量税 41
計	43,563	21,781	18,500		3,282	
	-6,617	21,781	18,500		-46,898	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 労働事業	-3,000	-2,250			-750	移住支援金 3,000 減
計	-3,000	-2,250			-750	
	-3,000	-2,250			-750	

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 農業委員会費	11,761	-329	11,432	11. 役務費	-219
				通信運搬費	-90
				保険料	-129
				12. 委託料	-110
2. 農業総務費	65,529	0	65,529		
3. 農業振興費	15,695	-480	15,215	18. 負担金、補助及 び交付金	-480
4. 畜産事業費	150	-150	0	18. 負担金、補助及 び交付金	-150
5. 農地費	233,745	-11,707	222,038	12. 委託料	-2,847
				18. 負担金、補助及 び交付金	-8,860
6. 地域農政推進 対策事業費	496	-128	368	1. 報酬	-50

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 農業委員会事業	-329				-329	通信運搬費 90 減 保険料 129 減 電算関係委託料 110 減
計	-329				-329	
1 農業総務人件費	0	124			-124	財源振替
1 農業振興事業	-480	543			-1,023	米生産調整推進対策奨励 480 減 費補助金
計	-480	543			-1,023	
1 畜産事業	-150				-150	家畜防疫対策事業補助金 100 減 畜産環境衛生促進事業補助金 50 減
計	-150				-150	
1 土地改良事業	-11,707	-2,889			-8,818	土地改良施設設計等委託 2,847 減 料 農業農村多面的機能支払 300 減 事業補助金 県営土地改良施設耐震対策事業等負担金 800 減 土地改良施設維持管理適 60 減 正化事業負担金 県営たん水防除事業負担 7,700 減 金
計	-11,707	-2,889			-8,818	
1 地域農政推進対策事業	-128				-128	農業政策計画検討委員会 50 減 委員等報酬

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(地域農政推進 対策事業費)				10. 需用費	-78
				消耗品費	-78
計	327, 376	-12, 794	314, 582		

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 商工総務費	67, 238	-71	67, 167	10. 需用費	-71
				食糧費	-53
				印刷製本費	-18
2. 商工振興費	154, 806	-75	154, 731	18. 負担金、補助及 び交付金	-75
4. 消費者行政推 進費	3, 101	-80	3, 021	8. 旅費	-80
計	235, 703	-226	235, 477		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
						消耗品費78 減
計	-128				-128	
	-12,794	-2,222			-10,572	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 商工総務事務事業	-18				-18	印刷製本費18 減
3 ふるさと納税事務事業	-53				-53	食糧費53 減
計	-71				-71	
1 商工業振興補助事業	-75				-75	小規模事業者経営改善資金利子補給75 減
計	-75				-75	
1 消費者行政推進事業	-80				-80	普通旅費80 減
計	-80				-80	
	-226				-226	

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 道路維持費	351, 919	-2, 385	349, 534	13. 使用料及び賃借料	-1, 335
				16. 公有財産購入費	-1, 050
2. 道路新設改良費	173, 304	-340	172, 964	12. 委託料	-190
				21. 補償、補填及び賠償金	-150
計	555, 717	-2, 725	552, 992		

8 款 土木費

3 項 河川費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 河川新設改良費	84, 107	-16, 345	67, 762	12. 委託料	-16, 345
2. 河川維持費	27, 494	0	27, 494		
計	111, 601	-16, 345	95, 256		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 道路維持事業	-1,335	-22,916		252	21,329	LED灯具借上料 1,335 減
2 道路管理事業	-1,050				-1,050	道路用地購入費 1,050 減
計	-2,385	-22,916		252	20,279	
1 道路新設改良事業	-340	-36,985			36,645	調査測量設計等委託料 190 減 支障移転補償費 150 減
計	-340	-36,985			36,645	
	-2,725	-59,901		252	56,924	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 河川改修事業	-16,345				-16,345	調査測量設計等委託料 16,345 減
計	-16,345				-16,345	
1 河川維持修繕事業	0			4	-4	財源振替
	-16,345			4	-16,349	

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 都市計画総務 費	141, 938	-15, 369	126, 569	1. 報酬	-50
				12. 委託料	-893
				18. 負担金、補助及 び交付金	-14, 426
2. 市街地開発費	771, 681	-299, 231	472, 450	1. 報酬	-1, 635
				3. 職員手当等	-471
				18. 負担金、補助及 び交付金	-297, 125
3. 街路事業費	23, 406	-1, 534	21, 872	12. 委託料	-1, 531
				13. 使用料及び賃借 料	-3

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 都市計画調査事業	-81				-81	都市計画審議会等委員報酬 15 減 都市計画基礎調査等委託料 66 減
3 都市計画事務事業	-15,288	-8,123			-7,165	空家等対策協議会委員報酬 25 減 都市計画マスタープラン策定委員報酬 10 減 木造住宅耐震診断委託料 519 減 都市マスタープラン策定委託料 308 減 住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 9,494 減 親との同居・近居購入費補助金 4,432 減 空家等対策推進事業補助金 500 減
計	-15,369	-8,123			-7,246	
1 市街地開発事業	-299,231	15,500	-275,000		-39,731	市街地整備業務 1,635 減 会計年度任用職員期末手当 471 減 土地区画整理セミナー参加負担金 2 減 柿ノ木開発事業負担金 7,123 減 間米南部土地区画整理事業補助金 290,000 減
計	-299,231	15,500	-275,000		-39,731	
1 街路事務事業	-1,534				-1,534	調査測量設計等委託料 1,531 減 会場等使用料 3 減

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 公園事業費	310,480	-79	310,401	11. 役務費 手数料	-17 -17
				12. 委託料	-62
6. 緑化事業費	7,296	-1,221	6,075	11. 役務費 保険料	-9 -9
				12. 委託料	-163
				18. 負担金、補助及 び交付金	-1,049
7. 有料駐車場事業費	2,336	-36	2,300	12. 委託料	-36
計	1,847,523	-317,470	1,530,053		

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 非常備消防費	37,186	-58	37,128	13. 使用料及び賃借 料	-58

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	-1,534				-1,534	
2 公園施設改修事業	-17	-15,500	14,000	1,114	369	手数料 17 減
3 公園施設維持管理事業	-62			87	-149	維持管理委託料 62 減
計	-79	-15,500	14,000	1,201	220	
1 緑化対策事業	-1,212	-1,212				緑化推進委託料 163 減 都市緑化推進事業補助金 1,029 減 地域花いっぱい運動補助金 20 減
2 緑化事務事業	-9				-9	保険料 9 減
計	-1,221	-1,212			-9	
1 有料駐車場維持管理事業	-36				-36	有料駐車場維持管理等業務委託料 36 減
計	-36				-36	
	-317,470	-9,335	-261,000	1,201	-48,336	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 非常備消防活動事業	-58				-58	バス等借上料 58 減
計	-58				-58	

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 災害対策費	47,317	-1,414	45,903	7. 報償費	-60
				12. 委託料	-187
				17. 備品購入費	-165
				18. 負担金、補助及 び交付金	-1,002
計	943,894	-1,472	942,422		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	144,353	0	144,353		
3. 教育振興費	750,996	16,514	767,510	1. 報酬	-38
				3. 職員手当等	-8,300
				8. 旅費	-50
				10. 需用費 光熱水費	-400 -400
				12. 委託料	-1,448
				18. 負担金、補助及 び交付金	26,750

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 災害対策事業	-1,002				-1,002	ブロック塀撤去事業費等 1,002 減 補助金
2 災害対策事務事業	-412				-412	講師謝礼 60 減 市防災行政無線保守委託 187 減 料 災害時用資機材購入費 165 減
計	-1,414				-1,414	
	-1,472				-1,472	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 事務局人件費	0	-1,944			1,944	財源振替
1 教育振興事業	-100	-8,624			8,524	イングリッシュキャンプ 100 減 事業委託料
2 教育振興補助事業	27,500				27,500	新入学祝金 27,500
3 教育相談事業	-1,300	3,000			-4,300	会計年度任用職員期末手当 650 減 会計年度任用職員勤勉手当 650 減
4 教育振興事務事業	-7,000				-7,000	会計年度任用職員期末手当 3,500 減

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(教育振興費)					
計	898, 106	16, 514	914, 620		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	271, 464	-6, 083	265, 381	1. 報酬	-233
				10. 需用費	-5, 000
				光熱水費	-5, 000
				11. 役務費	-400
				手数料	-400
				12. 委託料	-200
				13. 使用料及び賃借料	-250

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
						会計年度任用職員勤勉手当 3,500 減
5 放課後育成事業	-2,586				-2,586	放課後子ども教室運営委員会委員報酬 38 減 会計年度任用職員費用弁償 50 減 光熱水費 400 減 施設管理・機械器具保守 139 減 点検等委託料 109 減 清掃等委託料 1,000 減 放課後子ども教室運営業務委託料 100 減 学校体育施設開放管理委託料 750 減 放課後児童健全育成事業補助金
計	16,514	-5,624			22,138	
	16,514	-7,568			24,082	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 小学校管理 事務事業	-6,083	1,017		73	-7,173	校医報酬 174 減 歯科医報酬 59 減 光熱水費 5,000 減 手数料 400 減 清掃等委託料 200 減 賃借料 250 減

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 教育振興費	72,762	-3,980	68,782	17. 備品購入費	-1,780
				18. 負担金、補助及 び交付金	-200
				19. 扶助費	-2,000
計	344,226	-10,063	334,163		

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	170,592	-4,308	166,284	1. 報酬	-58
				10. 需用費 光熱水費	-4,000 -4,000
				11. 役務費 手数料	-250 -250
2. 教育振興費	70,256	-72	70,184	17. 備品購入費	-72

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	-6,083	1,017		73	-7,173	
1 小学校教育振興事業	-1,780				-1,780	図書及び器具購入費 50 増 教材費 1,715 減 理科備品購入費 115 減
2 小学校教育振興補助事業	-200				-200	日本スポーツ振興センタ 200 減 一負担金
3 小学校扶助事業	-2,000				-2,000	要保護・準要保護就学援 2,000 減 助費
計	-3,980				-3,980	
	-10,063	1,017		73	-11,153	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 中学校管理 事務事業	-4,308	5,508			-9,816	校医報酬 58 減 光熱水費 4,000 減 手数料 250 減
計	-4,308	5,508			-9,816	
1 中学校教育 振興事業	-72				-72	理科備品購入費 72 減
計	-72				-72	

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	240,848	-4,380	236,468		

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会教育総務 費	48,405	-904	47,501	1. 報酬	-260
				8. 旅費	-10
				18. 負担金、補助及 び交付金	-634
2. 公民館費	24,748	-580	24,168	7. 報償費	-100
				10. 需用費 光熱水費 修繕料	-60 -50 -10
				12. 委託料	-60
				13. 使用料及び賃借 料	-360
3. 図書館費	134,621	-810	133,811	8. 旅費	-50
				12. 委託料	-760

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
	-4,380	5,508			-9,888	

単位：千円

単位：円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 社会教育活動事業	-270				-270	社会教育委員等報酬 20 減 社会教育等業務 240 減 会計年度任用職員費用弁償 10 減
3 社会教育関係団体補助事業	-634				-634	青少年健全育成モデル地区補助金 34 減 豊明市女性の会補助金 600 減
計	-904				-904	
1 公民館活動事業	-500				-500	公民館講座講師謝礼 100 減 修繕料 10 減 公民館講座委託料 30 減 駐車サービス券等 360 減
2 公民館維持管理事業	-80				-80	光熱水費 50 減 機械器具保守点検等委託料 20 減 南部公民館職員駐車場草刈委託料 10 減
計	-580				-580	
2 図書館活動事業	-50				-50	費用弁償及び普通旅費 50 減

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(図書館費)					
4. 文化財保護費	9,891	-182	9,709	1. 報酬	-82
				10. 需用費 光熱水費	-100 -100
5. 市史編さん費	5,003	-156	4,847	3. 職員手当等	-126
				13. 使用料及び賃借 料	-30
7. 文化会館費	103,498	672	104,170	8. 旅費	-5
				10. 需用費 消耗品費	-15 -15
				12. 委託料	720
				18. 負担金、補助及 び交付金	-28
8. 青少年対策費	5,069	-940	4,129	7. 報償費	-180
				10. 需用費 食糧費 印刷製本費	-630 -150 -480
				12. 委託料	-30

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 図書館維持管理事業	-760				-760	施設清掃等委託料 100 減 機械器具等保守委託料 660 減
計	-810				-810	
1 文化財保護事業	-182				-182	文化財保護委員会委員等報酬 82 減 光熱水費 100 減
計	-182				-182	
1 市史編さん事業	-156				-156	会計年度任用職員期末手当 70 減 会計年度任用職員勤勉手当 56 減 複写機使用料 30 減
計	-156				-156	
1 文化振興事業	-48				-48	費用弁償及び普通旅費 5 減 消耗品費 15 減 公立文化施設協議会負担金 28 減
2 文化会館維持管理事業	720				720	指定管理料 720 増
計	672				672	
1 青少年対策事業	-940				-940	講座等講師謝礼 180 減 食糧費 150 減 印刷製本費 480 減 家庭教育学級講座委託料 30 減 バス等借上料 100 減

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(青少年対策費)				13. 使用料及び賃借料	-100
9. 陶芸の館費	2, 175	-130	2, 045	10. 需用費	-80
				光熱水費	-80
				12. 委託料	-50
計	343, 893	-3, 030	340, 863		

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健体育総務費	60, 071	-4, 542	55, 529	1. 報酬	-410
				7. 報償費	-1, 720
				8. 旅費	-20
				12. 委託料	-2, 164
				13. 使用料及び賃借料	-6
				18. 負担金、補助及び交付金	-222

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	-940				-940	
1 陶芸の館管理事業	-130				-130	光熱水費 80 減 陶芸の館管理委託料 50 減
計	-130				-130	
	-3, 030				-3, 030	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 スポーツ振興事業	-3,884	1,270		-2,888	-2,266	部活動指導者謝礼 1,720 減 全国一斉あそびの日開催委託料 200 減 市制50周年マラソン大会開催委託料 1,964 減
3 保健体育総務事務事業	-658				-658	スポーツ推進委員報酬 400 減 指定管理者審査委員会委員報酬 10 減 費用弁償及び普通旅費 20 減 バス等借上料 6 減 スポーツ推進委員連絡協議会負担金 180 減 諸負担金 42 減
計	-4,542	1,270		-2,888	-2,924	

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 体育施設費	84,898	867	85,765	12. 委託料	867
3. 学校給食費	678,221	-10,190	668,031	3. 職員手当等	-1,500
				10. 需用費 光熱水費	-1,000 -1,000
				12. 委託料	-7,690
計	823,190	-13,865	809,325		

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金 費	3,923	1,328,273	1,332,196	24. 積立金	1,328,273
2. 教育施設建設 及び整備基金 費	2,344	197,656	200,000	24. 積立金	197,656

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 体育施設維持管理事業	867				867	指定管理料 867 増
計	867				867	
2 給食センター活動事業	-8,500				-8,500	会計年度任用職員期末手当 1,500 減 学校給食調理委託料 7,000 減
3 給食センター維持管理事業	-1,690				-1,690	光熱水費 1,000 減 機器等保守委託料 190 減 清掃等委託料 500 減
計	-10,190				-10,190	
	-13,865	1,270		-2,888	-12,247	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基金積立事業	1,328,273			8,018	1,320,255	財政調整基金積立金 1,328,273 増
計	1,328,273			8,018	1,320,255	
1 教育施設建設及び整備基金積立事業	197,656			3,529	194,127	教育施設建設及び整備基金積立金 197,656 増
計	197,656			3,529	194,127	

13 款 諸支出金
1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 公共施設建設 及び整備基金 費	3,780	6,112	9,892	24. 積立金	6,112
6. 福祉基金費	0	250,000	250,000	24. 積立金	250,000
計	10,048	1,782,041	1,792,089		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 公共施設建設及び整備基金積立事業	6, 112			6, 112		公共施設建設及び整備基金積立金 6, 112 増
計	6, 112			6, 112		
1 福祉基金積立事業	250, 000				250, 000	福祉基金積立金 250, 000
計	250, 000				250, 000	
	1, 782, 041			17, 659	1, 764, 382	

議案第 4 3 号

令和 6 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）

議案第43号

令和6年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,911千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,089,866千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,183,903	-12,000	1,171,903
	1 国民健康保険税	1,183,903	-12,000	1,171,903
2 国庫支出金		5,226	7,222	12,448
	1 国庫補助金	5,226	7,222	12,448
3 県支出金		4,076,004	-22,233	4,053,771
	1 県補助金	4,076,003	-22,233	4,053,770
4 財産収入		179	26	205
	1 財産運用収入	179	26	205
5 繰入金		774,841	24,976	799,817
	1 一般会計繰入金	373,494	24,976	398,470
6 繰越金		1	42,920	42,921
	1 繰越金	1	42,920	42,921
歳入合計		6,048,955	40,911	6,089,866

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		109,887	-3,500	106,387
	1 総務管理費	91,249	-3,500	87,749
2 保険給付費		3,985,556	0	3,985,556
	1 療養諸費	3,448,817	0	3,448,817
3 国民健康保険事業費納付金		1,876,509	0	1,876,509
	1 医療給付費納付金	1,332,855	0	1,332,855
	2 後期高齢者支援金等納付金	407,068	0	407,068
	3 介護納付金分納付金	136,586	0	136,586
4 保健事業費		66,135	0	66,135
	1 特定健康診査等事業費	60,506	0	60,506
5 基金積立金		179	44,411	44,590
	1 基金積立金	179	44,411	44,590
歳 出 合 計		6,048,955	40,911	6,089,866

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1,183,863	-12,000	1,171,863
計	1,183,903	-12,000	1,171,903

2 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	5,225	7,222	12,447
計	5,226	7,222	12,448

3 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	4,076,003	-22,233	4,053,770

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 医療給付費分現年課税分	-8,390	医療給付費分現年課税分 8,390 減
3. 介護納付金分現年課税分	-929	介護納付金分現年課税分 929 減
5. 後期高齢者支援金分現年課税分	-2,681	後期高齢者支援金分現年課税分 2,681 減

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	7,222	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 7,222 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 普通交付金	-8,155	普通交付金 8,155 減
2. 特別交付金	-14,078	保険者努力支援分 4,933 減

3 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
(保険給付費等交付金)			
計	4,076,003	-22,233	4,053,770

4 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 利子及び配当金	179	26	205
計	179	26	205

5 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 一般会計繰入金	373,494	24,976	398,470

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
		特別調整交付金分（市町村分） 8,755 減
		特定健康診査等負担金 390 減

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 利子及び配当金	26	国民健康保険財政調整基金利子 26 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 保険基盤安定繰入金 （保険税軽減分）	-2,861	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 2,861 減
2. 保険基盤安定繰入金 （保険者支援分）	6,159	保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 6,159 増
3. 未就学児均等割保険 税繰入金	-99	未就学児均等割保険税繰入金 99 減

5 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
(一般会計繰入金)			
計	373,494	24,976	398,470

6 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	42,920	42,921
計	1	42,920	42,921

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
5. 産前産後保険税繰入金	207	産前産後保険税繰入金 207 増
7. 財政安定化支援事業繰入金	1, 570	財政安定化支援事業繰入金 1, 570 増
8. その他一般会計繰入金	20, 000	その他一般会計繰入金 20, 000

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	42, 920	繰越金 42, 920 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	90,800	-3,500	87,300	12. 委託料	-3,500
計	91,249	-3,500	87,749		

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般被保険者 療養給付費	3,411,537	0	3,411,537		
計	3,448,817	0	3,448,817		

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般被保険者 医療給付費納 付金	1,332,855	0	1,332,855		
計	1,332,855	0	1,332,855		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 一般管理事務事業	-3,500	3,722			-7,222	電算関係委託料 3,500 減
計	-3,500	3,722			-7,222	
	-3,500	3,722			-7,222	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者療養給付事業	0	-8,155			8,155	財源振替
	0	-8,155			8,155	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険 者医療給付 費納付金事 業	0	-2,765		3,984	-1,219	財源振替
	0	-2,765		3,984	-1,219	

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般被保険者 後期高齢者支 援金等納付金	407,068	0	407,068		
計	407,068	0	407,068		

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護納付金分 納付金	136,586	0	136,586		
計	136,586	0	136,586		

4 款 保健事業費

1 項 特定健康診査等事業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 特定健康診査 等事業費	60,506	0	60,506		
計	60,506	0	60,506		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者後期高齢者支援金等納付金事業	0	-884		737	147	財源振替
	0	-884		737	147	

単位：千円

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護納付金 分納付金事 業	0	-306		255	51	財源振替
	0	-306		255	51	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 特定健康診 査等事業	0	-6,623			6,623	財源振替
	0	-6,623			6,623	

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 国民健康保険 財政調整基金 費	179	44,411	44,590	24. 積立金	44,411
計	179	44,411	44,590		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 国民健康保険財政調整基金積立事業	44,411			20,026	24,385	国民健康保険財政調整基金 44,411 増金積立金
計	44,411			20,026	24,385	
	44,411			20,026	24,385	

議案第 4 4 号

令和 6 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 4 号）

議案第44号

令和6年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198,798千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,897,262千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歲入

単位：千円

[illegible]

歲出

単位：千円

[illegible]

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

6 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	1	1,228	1,229
計	1	1,228	1,229

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
4. その他一般会計繰入金	163,016	-3,731	159,285
計	896,093	-3,731	892,362

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	48,059	201,301	249,360
計	48,059	201,301	249,360

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 利子及び配当金	1, 228	介護給付費準備基金利子 1, 228 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 事務費繰入金	-3, 731	事務費繰入金 3, 731 減

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	201, 301	繰越金 201, 301 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	109,827	-2,280	107,547	12. 委託料	-2,280
計	110,227	-2,280	107,947		

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護認定審査 会費	10,665	-1,280	9,385	1. 報酬	-1,280
2. 認定調査等費	38,824	-171	38,653	11. 役務費	-50
				通信運搬費	-50
				12. 委託料	-121
計	49,489	-1,451	48,038		

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護給付費準 備基金積立金	1	202,529	202,530	24. 積立金	202,529

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 一般管理事務事業	-2,280			-2,280		電算関係委託料 2,280 減
計	-2,280			-2,280		
	-2,280			-2,280		

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護認定審査会事業	-1,280			-1,280		介護認定審査会委員報酬 1,280 減
計	-1,280			-1,280		
1 認定調査等事業	-171			-171		通信運搬費 50 減 要介護認定調査委託料 121 減
計	-171			-171		
	-1,451			-1,451		

単位：千円

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護給付費準備基金積立事業	202,529			1,228	201,301	介護給付費準備基金積立金 202,529 増
計	202,529			1,228	201,301	

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	1	202, 529	202, 530		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
	202,529			1,228	201,301	

議案第 4 5 号

令和 6 年度

豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 3 号）

議案第 4 5 号

令和 6 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度豊明市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 8 0, 4 3 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歲入

単位：千円

[illegible]

歲出

単位：千円

[illegible]

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 事務費繰入金	24,179	-200	23,979
2. 保険基盤安定繰入金	191,234	-3,201	188,033
計	215,413	-3,401	212,012

3 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	4,115	4,116
計	1	4,115	4,116

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 事務費繰入金	-200	事務費繰入金 200 減
1. 保険基盤安定繰入金	-3, 201	保険基盤安定繰入金 3, 201 減

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	4, 115	繰越金 4, 115 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	10,234	-150	10,084	11. 役務費	-150
				通信運搬費	-150
計	10,234	-150	10,084		

1 款 総務費

2 項 徴収費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 徴収費	7,574	-50	7,524	11. 役務費	-50
				通信運搬費	-50
計	7,574	-50	7,524		

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,353,185	914	1,354,099	18. 負担金、補助及び交付金	914
計	1,353,185	914	1,354,099		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理事務事業	-150			-150		通信運搬費 150 減
計	-150			-150		
	-150			-150		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 徴収事業	-50			-50		通信運搬費 50 減
計	-50			-50		
	-50			-50		

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 後期高齢者医療広域連合納付金事業	914			914		後期高齢者医療広域連合 914 増負担金
計	914			914		
	914			914		

議案第 4 6 号

令和 6 年度

豊明市水上太陽光発電事業特別会計
補正予算書（第 1 号）

議案第 4 6 号

令和 6 年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度豊明市の水上太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11,054 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,646 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

單位：千円

[illegible]

単位：千円

3

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

1 款 事業収入

1 項 収益事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 売電収入	60,697	-11,054	49,643
計	60,697	-11,054	49,643

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 売電収入	-11,054	売電収入 11,054 減

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	26,010	-2,900	23,110	24. 積立金	-2,900
計	26,010	-2,900	23,110		

4 款 諸支出金

1 項 繰出金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 他会計繰出金	8,254	-8,154	100	27. 繰出金	-8,154
計	8,254	-8,154	100		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 太陽光発電 管理基金積 立事業	-2,900				-2,900	水上太陽光発電事業管理 2,900 減 基金積立金
計	-2,900				-2,900	
	-2,900				-2,900	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般会計繰出事業	-8,154				-8,154	一般会計繰出金 8,154 減
計	-8,154				-8,154	
	-8,154				-8,154	